

別紙 1

介護未経験者に対する研修支援事業（介護職員初任者研修又は実務者研修の主催）に係る留意事項

1 対象となる受講者の範囲

介護分野での就業を希望する高校生である受講者、介護分野での就業を希望し福祉人材センターに求職者登録をする受講者（介護職員として就業中の者を除く）及び介護施設等に就業中の介護職員の受講者

2 補助基準額

介護職員初任者研修又は実務者研修の主催者が学則に定める受講料。

初任者研修：60 千円／人

実務者研修：150 千円／人

※テキスト代を除く。

3 対象外研修

市町村等からの補助や委託を受けて実施している研修並びに求職者支援制度及び公共職業訓練所による研修は、対象とならない。

また、本補助（3）介護未経験者に対する研修等支援事業当該年度までに初任者研修又は実務者研修を修了できなかった受講生、介護分野への就職を希望しない受講生は補助対象とならない。

4 受講生への説明義務

本研修の主催者は受講生に対し、受講生が他制度において支援を受けている場合は補助の対象とはならない旨を説明すること。

5 公募時の必要書類

公募時チェックリストの「2. 提出書類」において「その他参考となる書類」として提出を求める書類は、以下のとおり。

（1）収支予算書（参考様式4）

6 実績報告時の必要書類

事業完了時チェックリストの「2. 提出書類」において「その他参考となる書類」として提出を求める書類は、以下のとおり。

（1）受講料を免除した場合：受講料の金額及び免除したことが分かる書類（学則、受講料免除書（参考様式1）、チラシ等）

主催者が直接研修実施機関に受講料を支払った場合：支払ったことが分かる

書類（振込金受取書等）

受講料を受講生から徴収し補助金内示後等に返還した場合:受講料を徴収したことが分かる書類（主催者から受講生への領収書等）、受講料を返還したことが分かる書類（受講生からの領収書等）

テキスト代が受講料に含まれている場合は、テキスト代を確認して記載すること。

- （２）高等学校が発行する福祉分野への就職希望証明書（参考様式２）、福祉人材センターに登録したことが分かる書類又は介護事業所等の在職証明書
- （３）研修修了証
- （４）補助金対象者名簿
- （５）収支決算書（参考様式５）
- （６）その他実績を確認する際に必要と認める書類